

## 昭和 50 年 5 月 20 日消防予第 52 号 別添第 4 放射線透過試験の指針

## 1 目的

この指針は、放射線透過試験により、屋外貯蔵タンクの側板の溶接部を試験する方法について定めたものである。

## 2 適用規格

この指針に基づいて試験するにあたっては、この指針によるほか、日本工業規格 Z 3104(1968)「鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」(以下「JIS Z 3104」という。)を適用する。

## 3 試験技術者

試験を実施する者は、日本非破壊検査協会が認定した放射線透過試験 2 級技術者以上の技量を有する者の責任において行ない、判定は、同試験 1 級技術者以上の技量を有する者が行なうものとする。

## 4 試験箇所

## (1) 水平溶接継手

完全溶込みを必要とする水平溶接継手(底部に平行な溶接線をいう。以下同じ。)については、溶接全長の 2%の長さを実験抜き取り方法によって抜き取った箇所とする。

## (2) 縦溶接継手

縦溶接継手(底部に直角な溶接をいう。以下同じ。)については、次の各号に掲げる側板の板の厚さ(以下「板厚」という。)の区分に応じ、次の各号に定める長さを実験抜き取り方法によって抜き取った箇所とする。

ただし、いずれの場合においても、試験箇所の中には、最下段のアニユラプレートに接近した部分を含めるものとする。

- ① 板厚が 25mm を超える場合、縦溶接継手の 30%の長さ
- ② 板厚が 10mm を超え 25mm 以下の場合、縦溶接継手の 20%の長さ
- ③ 板厚が 10mm 以下の場合、縦溶接継手の 10%の長さ

## 5 撮影方法指定

(1) 抜き取りによって試験する箇所の指定は、発注者又はその代行者の検査員又は立会員が、溶接終了後に指定するものとする。

(2) 撮影に使用するフィルムは、原則として、長さ 30cm の微粒子形フィルムとする。

## 6 合否判定基準

試験の結果、JIS Z 3104 に定める普通級の条件を満たしたフィルムについて判定を行ない、その 3 級以上を合格とする。

## 7 試験結果による措置

(1) 上記 6 により、不合格となった箇所が存在する場合は、その箇所の両隣の溶接部についても試験を行なうこと。その結果、当該箇所も不合格になった場合は、さらに隣接の箇所

についても試験を行なうものとする。この繰返しを3回行っても不合格が出た場合、その溶接部のロットは、全数試験を行なわなければならない。

(2) 不合格の溶接部は、補修を行なった後、再試験を行なって異常のないことを確認しなければならない。

## 8 記録

試験結果については、JIS Z 3104の4の記録の項に従って記録し、保存しなければならない。